

## 機械材料9 歯科用研削材料

一般医療機器 歯科技工用ダイヤモンド研削材 JMDN コード: 70902000

## IMPダイヤモンドグランダー

## 【形状・構造及び原理等】

## 1) 形状

本品は軸部と頭部（作業部）から成り、頭部は形状、寸法、粒度、使用目的において多種類ある。



## 2) 構造

作業部：ダイヤモンド粒子をセラミックで結合

軸部：ステンレス鋼

## 【使用目的、効能効能又は効果】

本品は、ダイヤモンドを用いる技工用研削材で、形状は、ポイント、ホール、ディスクがある。

## 【操作方法又は使用方法】

- 1) 本品を歯科用駆動装置及びハンドピース等に装着して、通常により使用すること。

## 〈使用上の注意〉

- 1) 推奨する回転速度内で使用する  
指定の最高許容回転速度を超えて使用しない。  

推奨回転速度	最高許容回転速度
毎分 8000～15,000 回転	毎分 25,000 回転
- 2) ハンドピースメーカーの指定に従って軸を確実に奥まで挿入し、半チヤックでないことを確認すること。
- 3) 本品を取り付ける歯科用ハンドピースの取扱いは添付文書及び取扱説明書に記載されている内容を遵守し使用すること。
- 4) 変形、損傷(錆、表面キズ、曲がり、汚損)等のあるものは使用しないこと。
- 5) 使用前に回転させてブレがないことを確認すること。ブレのあるものは使用しないこと。
- 6) 作業部が細くて長いものは折れたり曲がりやすいため、取り扱いは注意すること。
- 7) 本品又は切削屑が目に入らないように保護メガネ等を装着すること。  
万が一目に入った時は、すぐに多量の流水で洗い流し、眼科医の検診を受けること。
- 8) 本品の使用中に、患者の顔や歯肉を傷つけないように注意すること。
- 9) 被研削物の過度な発熱や本品の破損を防止するため、被研削物に過度の力を加えないこと。
- 10) 本品を使用して研磨する際には、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。

- 11) 本品の使用により、感作またはアレルギー反応が現れる可能性があるので、異常を認めた場合は直ちに使用を中止し、専門医の診察を受けること。
- 12) 使用前に必ず洗浄・滅菌を行うこと。
- 13) 本品の取り扱いには十分に注意すること。[本品は術野内等で破損し体内に破損片が残存した場合、腐食やアレルギー、感染症を引き起こす可能性がある。]

## 【保管方法及び有効期間等】

## 【保管方法】

- 1) 本品は汚染及び錆を防ぐため、清潔で湿度が高くならない場所にて保管・管理すること。
- 2) 錆びる恐れがあるため水分が付着したまま保管しないこと。

## 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 合同会社IMPデンタルマテリアルセールス  
住所 〒622-0321  
京都府船井郡丹波町橋爪渕上 112 番地 122  
電話番号 050-6875-6535